



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 6 月 24 日 (月 曜 日) 第 520 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○公金の徴収に関する事務の委託…………… (こども政策課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明 について…………… (自然環境課) 1	
公 告	

○徴税吏員証等の無効公告…………… (税務課) 1
○大規模小売店舗の変更に関する届出 (12件) … (商工政策課) 1
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 8
○都市計画の変更の案の縦覧…………… (都市計画課) 9
○落札者等の公告…………… 9
公安委員会告示
○特別遊泳場の指定…………… 9

告 示

宮崎県告示第 343号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 243条の2第1項の規定により、公金の徴収に関する事務 (以下「公金事務」という。) を次のとおり委託した。

令和6年6月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
社会福祉法人日本保育協会	東京都千代田区麹町一丁目6番地2 麹町一丁目ビル6階

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
保育士登録申請、保育士登録証書換え交付及び保育士登録証再
交付に係る手数料
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和6年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和6年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

宮崎県告示第 344号

保安林の指定施業要件を変更する件 (令和6年農林水産省告示第1012号) に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する高千穂町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年6月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
高千穂町役場

伊東半治、伊東米三郎、河内森二、佐藤健弥、佐藤裕子、新名亨、新名軍治、太田清八郎、田原利助、田辺螢子、内倉廣、姫野美千代、武田照吉

2 通知の要旨

- 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年農林水産省告示第1012号によること。

公 告

次の身分証票は、紛失した旨の届出があったので無効とする。

令和6年6月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

証票番号	証票の種類	紛失者の所属	交 付 年月日
第3622号	徴税吏員証	延岡県税・総務事務所	平成21年 5月18日
第 735号	納税貯蓄組 合検査員証	日南県税・総務事務所	平成20年 4月1日
第 587号	県税事務 従事員証	宮崎県税・総務事務所	平成25年 4月2日

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年6月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地

<p>ダイレックス都原店・衣料のハゼヤマ都原店 都城市南横市町4218番地 外11筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山哲男 都城市都北町6439番地 1</p> <p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山哲男 都城市都北町6439番地 1 (変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山哲男 都城市都北町6439番地 1 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山哲男 都城市都北町6439番地 1 (変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山哲男 都城市都北町6439番地 1</p> <p>4 変更の年月日 令和6年3月1日</p> <p>5 変更する理由 設置者の代表者交代のため テナントの小売業者代表者交代のため</p> <p>6 届出年月日 令和6年5月22日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和6年6月24日から令和6年10月24日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 令和6年6月24日から令和6年10月24日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>	<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 令和6年6月24日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ブラッセだいわ小林店 小林市大字細野字池の原1976番1</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明 鹿児島県薩摩川内市神田町10番12号</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明 鹿児島県薩摩川内市神田町10番12号 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 (変更後) 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明 鹿児島県薩摩川内市神田町10番12号 ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号</p> <p>4 変更の年月日 令和6年3月1日</p> <p>5 変更する理由 テナントの小売業者代表者交代のため</p> <p>6 届出年月日 令和6年5月22日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和6年6月24日から令和6年10月24日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 令和6年6月24日から令和6年10月24日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売</p>
---	---

店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス都北店
都城市都北町3543番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 4 変更の年月日
令和6年3月1日
- 5 変更する理由
設置者の代表者交代のため
小売業者の代表者交代のため
- 6 届出年月日
令和6年5月22日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和6年6月24日から令和6年10月24日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
令和6年6月24日から令和6年10月24日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売

店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス大王店
都城市大王町41号8番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 4 変更の年月日
令和6年3月1日
- 5 変更する理由
設置者の代表者交代のため
小売業者の代表者交代のため
- 6 届出年月日
令和6年5月22日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和6年6月24日から令和6年10月24日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
令和6年6月24日から令和6年10月24日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売

店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス大塚台店
宮崎市大塚台西1丁目2-4
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称) ダイレックス大塚台店
宮崎市大塚台西1丁目2-4
(変更後) ダイレックス大塚台店
宮崎市大塚台西1丁目2-4
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 4 変更の年月日
令和6年3月1日
- 5 変更する理由
開店するにあたり店舗名称が正式に決定したため
設置者の代表者交代のため
小売業者の代表者交代のため
- 6 届出年月日
令和6年5月22日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和6年6月24日から令和6年10月24日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年6月24日から令和6年10月24日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス西都店
西都市大字妻字平田1707番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称) ダイレックス新西都店
西都市大字妻字平田1707番 外
(変更後) ダイレックス西都店
西都市大字妻字平田1707番 外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 4 変更の年月日
令和6年3月1日
- 5 変更する理由
開店するにあたり店舗名称が正式に決定したため
設置者の代表者交代のため
小売業者の代表者交代のため
- 6 届出年月日
令和6年5月22日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年6月24日から令和6年10月24日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年6月24日から令和6年10月24日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス門川店

東臼杵郡門川町東栄町4丁目2-3

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

4 変更の年月日

令和6年3月1日

5 変更する理由

設置者の代表者交代のため

小売業者の代表者交代のため

6 届出年月日

令和6年5月22日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年6月24日から令和6年10月24日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年6月24日から令和6年10月24日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス赤江店

宮崎市大字本郷北方2237番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ダイレックス赤江店

宮崎市大字本郷北方2237番1 外

(変更後) ダイレックス赤江店

宮崎市大字本郷北方2237番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

4 変更の年月日

令和6年3月1日

5 変更する理由

開店するにあたり店舗名称が正式に決定したため

設置者の代表者交代のため

小売業者の代表者交代のため

6 届出年月日

<p>令和6年5月22日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和6年6月24日から令和6年10月24日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和6年6月24日から令和6年10月24日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和6年6月24日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス延岡店 延岡市栄町2-1 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ユーホー 代表取締役 澤部俊明 延岡市出北1丁目22番2号</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 (変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地</p> <p>4 変更の年月日 令和6年3月1日</p> <p>5 変更する理由 テナントの小売業者代表者交代のため</p> <p>6 届出年月日 令和6年5月22日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p>	<p>(2) 期間 令和6年6月24日から令和6年10月24日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和6年6月24日から令和6年10月24日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和6年6月24日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 高原複合商業施設 LaLa きりしま 西諸県郡高原町大字西麓字二本松1361番1 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社エイコー建設 代表取締役 原田武寛 小林市細野2268番地6 ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社栄興住宅 代表取締役 原田武寛 小林市細野2268番地6</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社エイコー建設 代表取締役 原田武寛 小林市細野2268番地6 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社栄興住宅 代表取締役 原田武寛 小林市細野2268番地6 (変更後) 株式会社エイコー建設 代表取締役 原田武寛 小林市細野2268番地6 ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社栄興住宅 代表取締役 原田武寛</p>
---	---

<p>小林市細野2268番地6</p> <p>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社エイコー建設 代表取締役 原田武寛 小林市細野2268番地6 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社栄興住宅 代表取締役 原田武寛 小林市細野2268番地6 (変更後) 株式会社エイコー建設 代表取締役 原田武寛 小林市細野2268番地6 ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社栄興住宅 代表取締役 原田武寛 小林市細野2268番地6</p> <p>4 変更の年月日 令和6年3月1日</p> <p>5 変更する理由 設置者の代表者交代のため テナントの小売業者代表者交代のため</p> <p>6 届出年月日 令和6年5月22日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和6年6月24日から令和6年10月24日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 令和6年6月24日から令和6年10月24日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 令和6年6月24日</p>	<p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス日南店 日南市中央通2丁目8番8</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地</p> <p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (変更前) (仮称)ダイレックス日南店 日南市中央通2丁目8番8 (変更後) ダイレックス日南店 日南市中央通2丁目8番8 (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 (変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 (変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地</p> <p>4 変更の年月日 令和6年3月1日</p> <p>5 変更する理由 開店するにあたり店舗名称が正式に決定したため 設置者の代表者交代のため 小売業者の代表者交代のため</p> <p>6 届出年月日 令和6年5月22日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和6年6月24日から令和6年10月24日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 令和6年6月24日から令和6年10月24日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規</p>
--	--

定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス大塚中央店
宮崎市大塚町京園3114-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称)ダイレックス大塚中央店
宮崎市大塚町京園3114-1
(変更後)ダイレックス大塚中央店
宮崎市大塚町京園3114-1
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
(変更後)ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
(変更後)ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 4 変更の年月日
令和6年3月1日
- 5 変更する理由
開店するにあたり店舗名称が正式に決定したため
設置者の代表者交代のため
小売業者の代表者交代のため
- 6 届出年月日
令和6年5月22日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和6年6月24日から令和6年10月24日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
令和6年6月24日から令和6年10月24日まで
- 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、村角土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	後 藤 正 昭	宮崎市村角町北原2244番地2
理 事	小 川 重 晴	宮崎市村角町水窪2262番地2
理 事	大田原 保 幸	宮崎市村角町阿波2538番地
理 事	大田原 眞 二	宮崎市村角町橋尊1953番地1
理 事	福 田 喜光吉	宮崎市村角町安尊2070番地
理 事	石 川 達 明	宮崎市村角町安尊2050番地2
理 事	石 川 保 明	宮崎市村角町原口2623番地
理 事	近 藤 芳 明	宮崎市村角町萩崎2756番地
監 事	森 栄 和	宮崎市村角町木ノ元 759番地5
監 事	安 井 順 一	宮崎市村角町萩崎2655番地14

(任期：令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	石 川 正 盛	宮崎市村角町原口2649番地
理 事	小 川 重 晴	宮崎市村角町水窪2262番地2
理 事	大田原 保 幸	宮崎市村角町阿波2538番地
理 事	大田原 寛 和	宮崎市村角町北原2240番地
理 事	後 藤 正 昭	宮崎市村角町北原2244番地2
理 事	大田原 眞 二	宮崎市村角町橋尊1953番地1
理 事	石 川 正 孝	宮崎市村角町原口2598番地16
理 事	福 田 喜光吉	宮崎市村角町安尊2070番地

監 事	小 川 利 也	宮崎市村角町北原2238番地イ
監 事	安 井 順 一	宮崎市村角町萩崎2655番地14

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 6 年 6 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・5・37号西新町尾ノ下線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市清武町船引新川の一部分

(2) 削除する部分

宮崎市清武町船引三角田及び正手 1 丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課及び宮崎市清武総合支所農林建設課

(2) 期間

令和 6 年 6 月 24 日から令和 6 年 7 月 9 日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 6 年 6 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 落札に係る調達件名

トナーカートリッジ等の単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号

3 落札者を決定した日

令和 6 年 6 月 7 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社システム開発 代表取締役 井手 知仁

宮崎市大橋三丁目 101 番地 1

5 落札金額

33,737,508円（消費税込み）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和 6 年 4 月 25 日

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第56号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 37 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり特別遊泳場を指定する。

令和 6 年 6 月 24 日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

海水浴場等の名称	所在地	指定期間
青島海水浴場	宮崎市青島 2 丁目 669 番地 1 の先	令和 6 年 6 月 29 日から 同 年 8 月 25 日まで
白浜海水浴場	宮崎市大字折生迫 1707 番地の先	令和 6 年 6 月 29 日から 同 年 8 月 25 日まで
富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ脇	令和 6 年 7 月 7 日から 同 年 8 月 31 日まで
大堂津海水浴場	日南市大堂津 大堂津海浜	令和 6 年 7 月 6 日から 同 年 8 月 31 日まで
日南市栄松ビーチ	日南市南郷町中村乙 41 78 番地 1	令和 6 年 7 月 13 日から 同 年 8 月 31 日まで
高鍋海水浴場	高鍋町蚊口浜海岸	令和 6 年 7 月 19 日から 同 年 8 月 26 日まで

--	--